

氷見市農業委員会 定例総会議事録
(令和7年度7月度)

- 1 日 時 令和7年7月1日(火)
開会：午後3時00分 閉会：午後3時45分
- 2 場 所 氷見市庁舎2階 全員協議会
- 3 出席委員 12名
1番 三島 幸浩 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 1名
2番 両國 明美
- 5 議 題 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取について 53件
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件 1件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 4件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について 3件
- 6 出席した事務局等職員 2名
局長 中川 道郎 主査 川上 一弘
- 8 総会の概要
はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を**委員の主唱により、全員で唱和。
会長が議長として進行し、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告した。
議事録署名委員として、**委員、**委員を指名。
- 議長 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取53件について、議長が事務局に説明を求めた。
- 事務局 (中間管理機構から意見照会があった利用権設定について、事務局が53件の借受人と所在農地、面積を説明した。)

議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。

議長 委員に意見や質問を求めたが無かったことから、第1号議題を承認した。

議長 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件1件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明)

議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。

議長 委員に意見や質問を求めたが無かったことから、第2号議題を承認した。

議長 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件4件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明。4件ともに現在の土地所有者から始末書が提出されていることを説明した。)

議長 先般6月27日に行われた**委員と事務局員による現地調査について、**委員に報告を求めた。

**委員 隣接地との境界が確定されており、排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認してきたことと、土地改良区からの同意も得られている旨の報告をした。

議長 **委員から報告を受け、議長が委員に意見を求めた。

**委員 番号1の4条許可申請に所有権移転と記載があるがどうなのか？

事務局 申し訳ありません。間違いで、権利の設定はありません。

委員 番号4について、宅地を取り囲むような形で許可申請が出ているが、位置図の宅との関係はどうなのか？

事務局 申し訳ありません。間違いで、4番の転用事業者、**さんとありますが、皆さんに差し替えをお願いした資料による**さんが転用事業者で自宅敷地の拡張となります。

議長 議長は、他に意見がなかったため、第3号議題について、原案のとおり

り、許可相当の意見を付して県へ進達することとした。

議長 第４号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について、事務局に説明を求めた。

事務局 本件は、氷見市長より諮問があり、本総会において審議し答申する旨と、農用地利用計画の農用地区域からの除外願３件を説明した。
そのうち１件は、先月の総会に諮ったものの、事業地の地元、長坂の＊＊委員が「事業の詳細を聞いていない」と発言したことから持ち越しとなった案件であることを説明した。

議長 先般５月２６日に行われた現地調査について、＊＊委員に報告を求めた。

＊＊委員 周辺農地への悪影響はなく、特に問題とするような内容はなく、除外はやむを得ないものであると判断している旨を報告した。

議長 ＊＊委員から報告を受け、議長は、委員に意見を求めた。

事務局 ＊＊委員に事業の説明を受けられたか尋ねた。

＊＊委員 説明を受け、農用地からの除外に問題がないことを認めた。

議長 議長は、第４号議題について、他に意見がなかったため異議等がないと認め、第４号議題について、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとした。

以上で氷見市農業委員会７月度定例総会を終了とした。

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年７月１日

議 長

署名委員

署名委員